

平成21年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

<p>事業名</p>	<p>未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の創設</p>																															
<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																															
<p>事業の概要</p>	<p>新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定した上で、ハローワークの紹介により、未就職卒業者（25歳未満）を正規雇用した事業主に対して奨励金を支給（中小企業50万円、大企業25万円）する。</p>																															
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(理由)</p> <p>若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活の不安定化による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大、少子化の一層の進展等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。我が国は、我が国の労働市場に任せられているだけでは十分ではなく、既卒者にも門戸が開かれるよう、本事業を国が実施する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(理由)</p> <p>若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的である。</p> </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(理由)</p> <p>事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的であるため、国が主体となって実施する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無(有の場合の整理の考え方)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1"> <tr> <td>政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> </tr> <tr> <td> <p>(投入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の支給 <p>↓</p> <p>(活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定 本奨励金対象者を正規雇用 <p>↓</p> <p>(結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既卒者の応募機会拡大 未就職卒業者の正規雇用数の増加 <p>↓</p> <p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就職卒業者、フリーター数の増加の防止 </td> </tr> <tr> <td> <p>事業の有効性</p> <p>本奨励金は、事業主が既卒者に対する応募機会の拡大を促進するとともに、未就職卒業者の正規雇用を推進することにより支給されるものであり、未就職卒業者の早期就職を促進し、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止する上で有効である。</p> </td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <p>(3) 効率性の評価</p> <p>若年者の応募機会の拡大等については、ハローワークによる企業訪問等による働きかけや事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等を行ってきたところであるが、これらの取組とあわせ、本奨励金の支給は、事業主に対して一定のインセンティブを付与するため、既卒者の応募機会の拡大、未就職卒業者の正規雇用を促進する上で効率的な手段であるといえる。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	<p>(理由)</p> <p>若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活の不安定化による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大、少子化の一層の進展等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。我が国は、我が国の労働市場に任せられているだけでは十分ではなく、既卒者にも門戸が開かれるよう、本事業を国が実施する必要がある。</p>				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	<p>(理由)</p> <p>若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的である。</p>				民営化や外部委託の可否	可	否		<p>(理由)</p> <p>事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的であるため、国が主体となって実施する必要がある。</p>				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無(有の場合の整理の考え方)	有	無		政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	<p>(投入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の支給 <p>↓</p> <p>(活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定 本奨励金対象者を正規雇用 <p>↓</p> <p>(結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既卒者の応募機会拡大 未就職卒業者の正規雇用数の増加 <p>↓</p> <p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就職卒業者、フリーター数の増加の防止 	<p>事業の有効性</p> <p>本奨励金は、事業主が既卒者に対する応募機会の拡大を促進するとともに、未就職卒業者の正規雇用を推進することにより支給されるものであり、未就職卒業者の早期就職を促進し、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止する上で有効である。</p>
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																													
<p>(理由)</p> <p>若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活の不安定化による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大、少子化の一層の進展等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。我が国は、我が国の労働市場に任せられているだけでは十分ではなく、既卒者にも門戸が開かれるよう、本事業を国が実施する必要がある。</p>																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																													
<p>(理由)</p> <p>若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的である。</p>																																
民営化や外部委託の可否	可	否																														
<p>(理由)</p> <p>事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的であるため、国が主体となって実施する必要がある。</p>																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無(有の場合の整理の考え方)	有	無																														
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																
<p>(投入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の支給 <p>↓</p> <p>(活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定 本奨励金対象者を正規雇用 <p>↓</p> <p>(結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既卒者の応募機会拡大 未就職卒業者の正規雇用数の増加 <p>↓</p> <p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就職卒業者、フリーター数の増加の防止 																																
<p>事業の有効性</p> <p>本奨励金は、事業主が既卒者に対する応募機会の拡大を促進するとともに、未就職卒業者の正規雇用を推進することにより支給されるものであり、未就職卒業者の早期就職を促進し、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止する上で有効である。</p>																																

	<p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する</p> <p>(概算要求額:5,850百万円)</p>										
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</th> <th colspan="2">本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 (90%/平成22年度)</td> <td colspan="2">本奨励金は、正規雇用後6ヶ月経過後に支給することとしており、本奨励金の活用により安定した雇用に結びついた割合により事業効果を把握する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：安定局調べによる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明		1 奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 (90%/平成22年度)	本奨励金は、正規雇用後6ヶ月経過後に支給することとしており、本奨励金の活用により安定した雇用に結びついた割合により事業効果を把握する。		<p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：安定局調べによる。</p>	
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明										
1 奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 (90%/平成22年度)	本奨励金は、正規雇用後6ヶ月経過後に支給することとしており、本奨励金の活用により安定した雇用に結びついた割合により事業効果を把握する。										
<p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：安定局調べによる。</p>											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2009</p>	<p>年月日</p> <p>平成21年6月23日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>経済と社会の安定の基軸である雇用については、雇用維持のための緊急取組に加え、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力と再挑戦の機会拡大のための支援を強化する。</p>								